

さいたま市告示第 880 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 13 年さいたま市条例第 205 号）第 10 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 23 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 5 月 16 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 23 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/05/12	南浦和駅東口	不明	B7X72663		
2025/05/12	南浦和駅東口	千葉県警ハ208168	SL18111632		
2025/05/12	浦和駅東口	埼玉県警21-211029927	STT1F59217		
2025/05/12	浦和駅西口	埼玉県警20-202326366	B0D45324		
2025/05/12	南与野駅	埼玉県警20-204721327	S0WC06349		
2025/05/13	北浦和駅東口	広島県警B-134675	SUL331783		
2025/05/13	北与野駅	田無L60466	GC7B25559		
2025/05/15	武蔵浦和駅	埼玉県警20-200176022	STJ335555		
2025/05/15	与野駅西口	埼玉県警19-190181537	A18AK47999		
2025/05/15	南与野駅	埼玉県警24-241808092	KAHK19078		
2025/05/15	南与野駅	埼玉県警21-212255491	A21AC03984		
2025/05/16	浦和駅西口	埼玉県警18-8173425	B7D05582		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/05/12	宮原駅東口	埼玉県警22-221680480	WBK474980T		
2025/05/12	新都心駅東口	不明	STTAF05538		
2025/05/13	大宮駅西口	埼玉県警14-4510760	AK14I00949		
2025/05/13	東大宮駅東口	埼玉県警21-212157520	F21304901		
2025/05/13	吉野原駅	埼玉県警17-7188167	S7D206376		
2025/05/13	新都心駅西口	埼玉県警22-221956346	JMH211001978		
2025/05/15	大宮駅東口	不明	ASX24F1166		
2025/05/15	大宮駅東口	原宿A75528	HZ0C00002		
2025/05/15	大宮駅東口	埼玉県警17-7327581	B7E50698		
2025/05/15	大宮駅東口	埼玉県警21-212876798	SUJ34957		

保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	2025. 5. 19	南与野駅	さいたま市 た1550	ヤマハ ジョグ	銀	吉野原保管所	A16J-313351

合計：23台

告示期限 令和7年6月6日